



平成 26 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 U B I C  
代 表 者 名 代表取締役社長 守本 正宏  
(コード番号：2158)  
問 合 せ 先 執行役員 谷口正巳  
管理本部長  
(TEL. 03-5463-6344)

(訂正) 第三者割当による新株式発行 (第 2 回割当) の中止および  
有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ

平成 26 年 11 月 19 日に開示いたしました「第三者割当による新株式発行 (第 2 回割当) の中止および有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」に、一部訂正がございますのでお知らせいたします。

記

【訂正箇所】

- 1 ページ  
「1. 第 2 回目新株式発行中止の理由」  
(訂正箇所は下線で表示しております。)

(訂正前)

1. 第 2 回目新株式発行中止の理由

本プログラムは、1 回あたりの割当株式数 (以下「割当単位」といいます。) を原則として 1,000,000 株と設定していますが、当社普通株式の 1 ヶ月平均出来高により割当単位が変更されます。第 2 回目新株式発行については、平成 26 年 10 月 17 日時点での 1 ヶ月平均出来高が 1,065,105 株となり、「対象期間中、当社普通株式の 1 ヶ月平均出来高が 1,069,778 株を下回った場合、割当は一時停止される」という割当単位変更に関する条項に当てはまります。また、割当の回復の条件である「その後 1 ヶ月平均出来高が 2,139,557 株を回復した場合には、割当単位は 5,000,000 株とする」という条項には当てはまらないため、当社はこの発行を中止することといたしました。

(訂正後)

1. 第2回目新株式発行中止の理由

本プログラムは、1回あたりの割当株式数（以下「割当単位」といいます。）を原則として1,000,000株と設定していますが、当社普通株式の1ヶ月平均出来高により割当単位が変更されます。第2回目新株式発行については、平成26年10月17日時点での1ヶ月平均出来高が1,065,105株となり、「対象期間中、当社普通株式の1ヶ月平均出来高が1,069,778株を下回った場合、割当は一時停止される」という割当単位変更に関する条項に当てはまります。また、割当の回復の条件である「その後1ヵ月平均出来高が2,139,557株を回復した場合には、割当単位は500,000株とする」という条項には当てはまらないため、当社はこの発行を中止することといたしました。

以上